

軽自動車税（種別割）の減免

障がいのある人や福祉車両を所有する人または法人は、一定の要件に該当する場合、軽自動車税（種別割）が減免されます。

■障害者減免

- 対象 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A、戦傷病者手帳を持っている人で、障害等級の要件を満たす人。またはその人と生計を共にする人が所有する軽自動車等で、主に障がいがある人のために使用し一定の条件に該当する場合（1人1台）
- ※普通自動車税（種別割）の減免を受けている人は対象外です。
- 持参するもの 身体障害者手帳等、自動車検査証、運転者の運転免許証、納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード

■構造減免

- 対象 車検証に「車いす移動車」等の記載がある自家用の福祉車両（営業用車両、カーリース車両は除く）
- 持参するもの 自動車検査証、納税義務者のマイナンバーカードまたは通知カード、定款の写し（納税義務者が法人の場合）
- 申請場所 税務課、山陽総合事務所、埴生支所

●申請期限 6月2日(月)

☎税務課（☎82-1125）



障がい者用日常生活用具の給付基準額変更

- 変更日 4月1日
- 変更となる主な日常生活用具
 - ・蓄便袋 8,858円→9,244円
 - ・蓄尿袋 11,639円→11,744円
 - ・紙おむつ

12,000円→12,345円

※その他の用具は市ホームページに掲載しています。

☎障害福祉課（☎82-1170）



安心相談ナースホン（緊急通報システム）



家庭内で急病や事故等の緊急事態に陥ったとき、通報ボタンを押すと「あんしんセンター」に自動的につながる緊急通報装置（固定型または携帯型）を貸与します。看護師等に体調の相談ができるほか、必要に応じて救急車の出動を要請できます。また、月に1回「あんしんセンター」から電話で体調等の様子を伺い、日常生活の不安を解消します。

- 対象 高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯、日中独居となる高齢者または障がい者
- 費用 所得に応じて、月額0円、357円、715円のいずれか
※機器を紛失すると、弁償金がかかります。
※外出先では利用できません。
- 申込方法 申込先に備付けの申請書に必要事項を記入し提出
※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

☎・☎高齢福祉課（☎82-1171）



交通遺児助成金

- 対象 交通事故により父母の両方またはどちらか一方を失った20歳未満で、市の住民基本台帳に記録されている人
- 助成金支給額

小中学校入学時	20,000円
中学校卒業後就職時	50,000円
高等学校在学時（1年につき）	50,000円
- 申請方法 提出先に備付けの申請書に必要書類を添えて提出

☎・☎学校教育課（☎82-1202）

訪問理美容サービス出張費助成

外出が困難な高齢者等が自宅で理美容サービスを受ける際の、理髪店等の出張に係る料金を助成します。

- 対象 65歳以上の高齢者のみの世帯で、タクシー等を利用しても理髪店等に行けない人または理髪店等で座位を保つことが困難な人
- 費用 出張費は市が負担し、散髪代は利用者が負担
- 申込方法 申込先に備付けの申請書に必要事項を記入し提出

※申請書は市ホームページからダウンロードできます。

☎・☎高齢福祉課（☎82-1171）



税務署での申告・相談は事前予約制です

面接による申告・相談をご希望の人は事前に予約をお願いします。所得税・消費税（個人事業主）については、火曜日または木曜日に相談対応を行います。

●申告の際に持参するもの

- ・スマートフォン
- ・マイナンバーカード
- ・マイナンバーカードの2種類のパスワード（利用者証明用電子証明書（数字4桁）、署名用電子証明書（英数字6～16文字））

■電話による予約の流れ

- ①0836-72-0180（厚狭税務署）に電話をかける
 - ②音声に従い、【2】を選択
※電話による相談を希望する場合は【1】を選択してください。
 - ③音声に従い、担当部署を選択
【2】所得税・消費税（個人事業主）
【0】問い合わせ先が不明
- ☎厚狭税務署（☎72-0180）